

アダム・スミスの平等論と分配的正義論

新 村 聡

1. はじめに
2. 分配的正義とは何か(1)——狭義と広義の分配的正義論
 - (1) 狭義の分配的正義論
 - (2) 広義の分配的正義論
3. 分配的正義とは何か(2)——スミス以前の平等論と分配的正義論
 - (1) 古代と近代の平等論と分配的正義論
 - (2) ロック, ヒューム, ルソーの平等論と分配的正義論
4. 前期スミスの平等論と分配的正義論
 - (1) 『道徳感情論』の不平等正当化論
 - (2) 『法学講義』と『国富論草稿』の不平等正当化論
5. 後期スミスの平等論と分配的正義論 『国富論』を中心にして
6. むすび

1. はじめに

アダム・スミスは不平等容認論者が平等主義者かという点について、研究者の解釈は大きく分かれてきた。内田義彦『経済学の生誕』(内田, 1962)や、ホントとイグナティエフの『富と徳』(Hont and Ignatieff, 1983)が強調したのは、スミスが平等で貧困な未開社会よりも不平等で富裕な文明社会をより高く評価したという不平等主義的解釈であり、今日まで内外で大きな影響力を持ってきた。しかし他方で、不平等主義的解釈を批判し、スミスを福祉国家思想の先駆者として位置づける平等主義的解釈も、ロスチャイルド『経済的感情』(Rothschild, 2001)以後しだいに有力となってきた。フライシャッカーは『アダム・スミスの国富論』(Fleischacker, 2004a)と『分配的正義論小史』(Fleischacker, 2004b)でホント的なスミス解釈を批判して、平等主義的スミス解釈を示し、マクリーンは『急進的平等主義者としてのアダム・スミス』(McLean, 2006)でいっそう急進的なスミス解釈を主張した。センも『正義のアイデア』(Sen, 2010)などでリベラルなスミス解釈を述べており、今日平等主義的なスミス解釈はますます拡がりつつある (cf. Fleischacker, 2013; Boucoyannis, 2013; Niimura, 2016)。

これまで不平等主義的解釈と平等主義的解釈が並存してきた一つの大きな理由は、スミス自身の叙述の中に不平等主義的見解と平等主義的見解とが混在しており、どちらを重視するかによってスミスを不平等容認論者と平等主義者のどちらにも解釈できるからである。新村 (2007)

は、対立する二潮流の解釈を統一的に理解するために、スミスにおける思想的転換を主張した。すなわち、『法学講義』と『国富論草稿』における前期スミスは不平等容認論者であったのに対して、『国富論』における後期スミスは平等主義者へ転換したとする解釈である。スミスの思想形成史における不平等主義から平等主義へのこの転換は、スミスの文明社会史理解における2段階論から3段階論への転換に由来している。前期スミスは、(1) 平等で貧困な未開社会から、(2) 不平等で富裕な文明社会へという2段階論を基本認識としていたのに対して、後期スミスは文明社会をさらに過去と未来あるいは初期と発展期とに分けて、(1) 平等で貧困な未開社会、(2) 不平等で富裕な初期文明社会、(3) 平等で富裕な発展的文明社会、という3段階論を事実上考えるようになった。その結果として、前期スミスは(1)に対する(2)の優位性を主張するので不平等容認論者になり、後期スミスは(2)に対する(3)の優位性を主張するので平等主義者になったのである。

このような前期スミスの不平等容認論から後期スミスの平等主義への転換は、ヒュームの不平等批判に対するスミスの対応にも転換があったことを意味する。ヒュームは、『道徳原理の研究』では勤労や技術の個人差に由来する所得の不平等を肯定する一方で、『政治経済論集』では、労働者と非労働者の不平等を強く批判した。また本稿で述べるように、ヒュームだけでなくルソーも『不平等起源論』において、労働に比例する不平等を容認しつつ、他方で土地所有者と非土地所有者の労働に比例しない不平等を強く批判している。このようなヒュームとルソーによる文明社会の不平等批判に対して、前期スミスは『法学講義』や『国富論草稿』で未開社会と文明社会を比較して後者の不平等を容認することにより2人の不平等批判をしりぞけるが、後期スミスは『国富論』において平等主義へと転換し、ヒュームらによる文明社会の不平等批判を基本的に受け入れるようになったと考えられるのである。

本稿の中心課題は、新村(2007)で部分的にしか検討していなかったスミスの分配的正義論について包括的に考察することである。スミスの分配的正義論については、ホントとフライシャッカーの見解が大きく対立している。ホントはスミスが分配的正義を消極的なものとみなしたと解釈するのに対して、フライシャッカーはスミスにおける分配的正義の重要性を強調するからである(Hont and Ignatieff, 1983; Fleischacker, 2004b)。このような解釈の対立にはいくつかの理由が考えられるが、何よりも分配的正義の概念に関する両者の理解の差(後述する狭義と広義の分配的正義)に由来しているように思われる。それゆえスミスの分配的正義論を包括的に考察するためには、分配的正義の概念の歴史と多様な意味についての考察を必要としている。

それだけではない。分配的正義の概念の再検討が必要な理由はもう1つある。ホントとフライシャッカーの分配的正義論には上述した対立点だけでなく共通する大きな問題点も存在している。それは両者がともに分配的正義として必要原理(必要に応じた分配)だけを考慮しており、労働原理(労働に応じた分配)を考慮していないことである。しかし以下で詳述するよう

に、労働原理はスミスの分配的正義論におけるもっとも重要な原理であった。本稿はとくにスミスの労働原理に焦点を当てて検討を行う。

以下、第2節で狭義と広義の分配的正義論を区別し、第3節で古代から近代への分配的正義の概念の発展をたどり、ロック、ヒューム、ルソーらの見解を比較検討する。その上で、第4節では前期スミスの、第5節では後期スミスの平等論と分配的正義論について考察し、第6節で労働原理と必要原理の意味を再確認して全体を総括する。

2. 分配的正義とは何か (1) 狭義と広義の分配的正義論

(1) 狭義の分配的正義論

分配的正義の問題を考える上でとくに注意を要するのは、分配的正義とは何を意味するのかという点である。なぜなら、論者によって分配的正義の概念の理解が大きく異なっており、それが解釈の対立を生み出していることも少なくないからである。本稿では、解釈の混乱を避けるために、狭義と広義の分配的正義論を区別する。狭義の分配的正義論とは、思想家が「分配的正義 (distributive justice)」という語を明示的に使用して論じている場合であり、広義の分配的正義論とは、思想家が必ずしも「分配的正義」という語を使用しなくても分配における正義または正しい分配について論じている場合である。分配的正義の意味は、古代、近代、現代と大きく変化しており、たとえば現代の思想家が分配的正義の中心問題と考える所得再分配も古代には分配的正義と呼ばれることはなかった。本稿はこの所得再分配も含めて、分配の正義または正しい分配に関するあらゆる見解を広義の分配的正義論として考える。

とくにスミスについては、狭義と広義の分配的正義論の区別が重要である。というのも、ホントなどスミスの分配的正義論を消極的に解釈する論者は狭義の分配的正義論つまりスミス自身が「分配的正義」と明示的に述べている見解に注目するのに対して、フライシャッカーなどスミスの分配的正義論を肯定的に解釈する論者は、広義の分配的正義論つまりスミス自身が「分配的正義」という語を必ずしも用いていなくても現代の多くの論者が分配的正義と呼ぶ問題に注目するからである。

スミスが明示的に「分配的正義」に言及しているのは、『道徳感情論』と『法学講義』である。スミスは『道徳感情論』において、古代以来「正義」には複数の意味があることを指摘し、第1の意味は交換的正義 (commutative justice) と呼ばれ「他人に属するものに対して手を控えることであり、強制されるのが適切であるようなすべてのことを自発的に行うことである」と述べた後、次のように続けている。

「その言葉の第2の意味はある人々が分配的正義と呼んだものに、そしてグロチウスの帰属的正義に一致するのであり、適切な慈恵 (beneficence)、われわれ自身のものの適切な

使用、及び、われわれの境遇においてそう用いるのがもっともふさわしいものを慈善 (charity) または寛大 (generosity) の目的に用いることに存する。」(TMS, VII. ii. 1.11, pp. 270 271, 訳下230頁)

以上のように、スミスは分配的正義を「慈恵」や「慈善または寛大」に関することとして理解した上で、政府が強制すべきは交換的正義だけであり、分配的正義は強制すべきではないと論じている。

厳密に言うと、スミスは『道德感情論』で分配的正義の2つの異なる意味を区別して述べている。第1は、隣人の「人格、境遇、かれとわれわれ自身との関係」に対してそれにふさわしい「愛、尊敬、尊重」を感じることであり、また「価値 (功績) のある人 (a man of merit)」に対してその価値にふさわしい「奉仕」と「境遇」を与えることである (TMS, VII. ii. 1. 10, p. 269, 訳下230頁)。この意味について、『法学講義』では「輝かしい才能や顕著な学識を持つ人は称賛に値する」と述べられている (LJA, i, 15, p. 9, 訳6頁)。以上の第1の意味には、分配的正義を徳 (virtue) や価値 (merit) に応じて公職や名誉を分配することと考えた古代のプラトンやアリストテレスの見解が継承されているように思われる。

そして分配的正義の第2の意味は乞食などの貧者に対する慈善である。スミスが上記の引用文で交換的正義と対比しながら「慈恵」や「慈善と寛大」に関することとして述べている分配的正義はこの第2の意味である。

スミスは『法学講義』A ノートで、ハチスンがプーフェンドルフになって政府の強制すべき完全権と強制すべきでない不完全権とを分けたことを指摘し、乞食が慈善を要求する権利は他人に強制すべきでない不完全権であることを次のように述べている。

「不完全権は分配的正義に関連する。前者 [交換的正義に関連する完全権] はわれわれが [法学で] 考察すべき権利であり、後者 [分配的正義に関連する不完全権] は正確には法学に属さず、法 (laws) の管轄下にないためにむしろ道德 (moralls) の体系に属する。」(LJA, i, 15, p. 9, 訳6頁)

スミスは以上のように『道德感情論』と『法学講義』において政府による分配的正義の強制を否定している。したがって、スミスが分配的正義の強制に否定的であったというホントらの解釈は、スミスが分配的正義に明示的に言及している見解に関する限り、つまり狭義の分配的正義論に関する限り正当である。

(2) 広義の分配的正義論

しかしながら広義の分配的正義論について、すなわちスミス自身が分配的正義という語を使

用していなくても現代の多くの論者が分配的正義として論じている問題について、あるいは分配的正義という語を使用するか否かにかかわらず何らかの意味で分配における正義または正しい分配に関連する問題について、スミスも政府の強制を認めている。この広義の分配的正義論に含まれる問題には、救貧法、穀物市場の法的規制、税による所得再分配などがある。それぞれについて簡単に述べておこう。

救貧法に関するスミスの見解は明瞭ではない。スミスは救貧法の一部である定住法について、労働力の自由な移動を制限するという理由で明確に批判している。しかし救貧法による貧民の救済それ自体については、明示的に肯定も否定もしていないのである (cf. WN, I. x. c. 45-59, pp.152-57, 訳, I, 226-229頁)。もしスミスが救貧法による貧民救済に明確に賛成または反対であったならば、その見解をはっきりと述べたはずである。しかしスミスがそうしなかった事実は、かれが救貧法に積極的に賛成でも反対でもなかったことを推測させる (cf. Himmelfarb, 1984, p.69)。

おそらくスミスは救貧法による貧民救済に積極的に賛成はしなかったものの消極的に容認していたのではないだろうか。その理由を推測することは困難ではない。18世紀には救貧法以外に公的な貧民救済制度が存在していなかった。その状況のもとで、もし救貧法を即時に廃止すれば、多くの貧民を非常に困難な状況に陥らせることになったであろう。とりわけ老人・子供・障がい者・病人のように労働能力を持たない人々が家族の援助を得られない場合に私的慈善だけですべて救済されるとは考えにくい。他方で、たとえ救貧法が存続していても、スミスが提唱する自由貿易政策によって急速な資本蓄積が進み雇用拡大と賃金上昇が実現すれば、労働能力のある貧民が救貧法に頼る必要性が減り、救貧法による貧民救済はしだいに不要になっていくであろう。それゆえスミスは救貧法に積極的に反対して廃止を主張するのではなく、雇用拡大と賃金上昇によって救貧法が大部分不要になる状況の早期実現をめざしたのではないかと考えられる。

穀物市場の法的規制についてはホントとフライシャッカーの論争がある。ホントはスミスが穀物市場の法的規制に反対しており、そのことはスミスが政府による分配的正義の強制に消極的であったことを示すと論じた (Hont and Ignatieff, 1983)。しかしフライシャッカーが指摘しているように、スミスは飢饉のような極端な状況下では穀物市場の一時的な規制に必ずしも反対していないし (Fleischacker, 2004b, p.33)、そもそも穀物価格の規制は当時の用語法では交換的正義の問題であって分配的正義の問題ではなかったのである (Fleischacker, 2004b, p. 143, f. n. 28)。

税による所得再分配は、現代では分配的正義の最重要問題である。しかしスミスの時代には、税による所得再分配は分配的正義と呼ばれることはなかったので、上に述べた広義の分配的正義論に含まれる。スミスは『国富論』で地代や奢侈品への課税を通じて事実上の所得再分配政策を主張している (新村, 2013, 2016)。かれは私的慈善という狭義の分配的正義が国家に強

制されることを否定する一方で、税と財政を通じた所得再分配という広義の分配的正義が国家に強制されることは否定しなかったのである。

3. 分配的正義とは何か (2) スミス以前の平等論と分配的正義論

(1) 古代と近代の平等論と分配的正義論

以下では、古代から近代にいたる分配的正義の概念の歴史と多様な意味について概観し、近代の分配的正義における労働・必要・資産の3原理について述べる。

平等と分配的正義の哲学的考察は古代に始まる。プラトンとアリストテレスは、2種類の平等を区別した (Plato, 1970 ; Aristotle, 1980, 1995)。一つは、「数の平等」すなわち数が等しいことであり、記号では $A = B$ と表現できる。もう一つは「比例的平等」すなわち比率が等しいことであり、記号では $A/X = B/Y$ と表現できる。アリストテレスは、分配的正義つまり公職の分配における正しさはつねに比例的平等であると主張した。たとえば元老院の議員や裁判員などギリシャの都市国家における公職 (上の式では A または B) を、各人の何らかの価値 (上の式では X または Y) に比例して分配することが、公職の分配における正しさつまり分配的正義である。民主政は公職をすべての自由人に平等に分配し、寡頭政は公職を各人の財産または家柄に応じて分配し、貴族政 (アリストクラティア、優秀者支配制)¹⁾ は、公職を各人の徳つまり卓越した能力に応じて分配する。アリストテレスによれば、民主政と寡頭政と貴族政はいずれも公職を何らかの価値に応じて分配する点では共通しており、違いは価値とは何か、すなわち自由人身分 (民主政) か、財産・家柄 (寡頭政) か、卓越した能力 (貴族政) か、という点に存する。一般に平等をめぐる対立は「平等対不平等」として理解されることが多いが、プラトンやアリストテレスの見解によれば、真の対立は異なった価値をめぐる「平等対平等」の対立に、言い換えれば「何の平等か」の対立に存するのである。

古代と同様に近代の分配的正義も比例的平等つまり比率の平等である。しかし分配されるもの (A, B) は公職ではなく所得や財・サービスであり、分配の基準となる価値 (X, Y) は労働、資産、必要などである。したがって近代の分配的正義の3大基本原理は、労働原理 (労働に応じた分配)、資産原理 (資産に応じた分配)、必要原理 (必要に応じた分配) である。労働原理に基づいて分配される労働所得には、賃労働者の賃金、独立生産者の労働所得、経営者の労働報酬 (監督賃金、役員報酬等) などがあり、資産原理に基づいて分配される資産所得には、地主の地代、大家の家賃、資本家の利潤・利子などがある。また必要原理に基づいて分配

1) 古代と近代では、貴族政の意味が異なる。古代の貴族政は、支配権を優れた能力を持つ人に与える政治制度であり、プラトンは『法律』で、優れた能力を持つ人を選ぶ方法として選挙をあげている。つまり古代の貴族政は近代の間接民主政 (代議制民主主義) に近い。これに対して、古代の寡頭政は支配権を財産や家柄に応じて与える制度であり、中世や近代の世襲貴族政にもっとも近い。

される所得・給付には、救貧法、福祉国家の社会保障給付（生活保護、医療保険給付、年金等）、公共サービス（公教育、公営住宅等）などが含まれる。分配的正義は古代でも近代でも比例的平等つまり比率の平等であり、近代の分配的正義で比較される比率は、賃金率、地代率、利潤率、利子率、必要充足率などである。

以上はすべて分配の正義または正しい分配に関することであるから、広義の分配的正義論に含まれる。したがってスミスの分配的正義論を包括的に論ずるためには、労働・資産・必要の3原理に基づく所得分配をすべて考察することが必要である。しかし本稿ではとくに労働原理に焦点を絞って検討を行う。というのは、17～19世紀には、広義の分配的正義論のもっとも中心的问题是労働原理に関するものであり、スミスの分配的正義論においても同様だからである。以下、ロック、ヒューム、ルソー、スミスの平等論と分配的正義論を労働原理を中心に考察する。

(2) ロック、ヒューム、ルソーの平等論と分配的正義論

ロックは、労働が生産物を生み出すだけでなく、同時にその私的所有権を生み出すと主張した。かれは「勤労の異なる程度は、人々に異なる比率の所有 Possession を与えがちであった」（Locke, 1988, p. 301, 訳349頁）と述べ、勤労に比例する所有の不平等を肯定した。この見解は、労働原理に基づく不平等正当化論であり、ヒューム、ルソー、スミスらに継承されていく。

ヒュームは、『道徳原理の研究』（1751年）で水平派の平等主義を批判し、「財産をどれほど平等にしようとも、人々の技術、配慮、そして勤労の程度の相違は、たちまちその平等を打ち砕くであろう」（Hume, 1985a, pp. 193 194, 訳32 33頁）と述べて、各人の労働に比例する不平等な所得分配を主張した。しかしヒュームは、翌年に刊行された『政治経済論集』では不平等を批判して次のような平等主義的見解を主張する。

「市民の間の分配の不平等があまりに大きすぎることは、つねに国家を弱めるものである。できることなら、各人は、すべての生活必需品と多くの生活便益品とを十分に持つことによって、自分の労働の成果を享受すべきである。だれも疑いえないことだが、このような平等は人間性にもっともふさわしいだけでなく、平等が貧者の幸福を増大させる程度は富者の幸福を減少させる程度よりも大きい。」（Hume, 1985b, p. 265, 訳217頁）

上述した『研究』の不平等主義と『論集』の平等主義とは一見したところ矛盾するように見えるかもしれない。しかし実際には、両者はいずれも労働原理つまり労働に比例する分配の原理に基づいており矛盾しない。『研究』では勤勉な労働者と勤勉ではない労働者とが比較されて、各人の勤労の違いに応じて成果の分配も不平等であるべきだと主張されている。他方、『論集』では、労働者と非労働者が比較されて不平等が批判されており、労働者が自分の労働

の成果を十分に享受することが平等であると主張されている。ヒュームは、『論集』で、労働者や職人の低賃金について「労働の成果のうちわずかな部分しか自分のものとしないうこと」(Hume 1985b, p. 266, 訳218頁)と述べており、高賃金と低賃金の区別を、労働者が生産した労働の成果のうち労働者自身が享受する割合(労働分配率)の大小として理解するのである。したがってヒュームが『論集』で主張する平等は、労働の成果のうち労働者自身の受け取る所得部分が雇用者の受け取る所得部分に比べて十分な大きさを持つこと(高労働分配率)を意味すると解するべきであろう。『論集』で批判されている不平等は、労働所得と不労働所得の関係なのである。

ヒュームは、労働の成果の勤労に比例する分配という同一の観点から、『研究』では労働者の勤労の個人差を無視する「完全な平等」を批判し、『論集』では労働者にわずかし分配しない「極端な不平等」を批判したのである。前者の労働比例賃金も、後者の高労働分配率も、いずれも労働に比例する所得分配という同じ労働原理に基づいており²⁾、本稿ではそれぞれを第1労働原理と第2労働原理と呼んで区別する。以下で労働原理について述べる場合は、主として第2労働原理をさす。

ヒュームにおける労働原理と必要原理の関連づけも注目すべきである。ヒュームは『論集』で「各人は、すべての生活必需品と多くの生活便益品とを十分に持つことによって、自分の労働の成果を享受すべきである」(Hume, 1985b, p. 265, 訳217頁)と述べている。このときヒュームは、高賃金つまり労働分配率の引き上げによって、豊かな消費が可能になり必要を十分に充足できると考えている。言いかえれば、ヒュームは、分配的正義における労働原理が実現すれば、結果として必要原理も実現すると考えているのである。

なお、本稿は必要原理を通常よりも広い意味で使用するので、その点を簡単に説明しておこう。必要原理は、すべての人がその所得によって必要を十分に充足できること、つまり所得と必要の比率(必要充足率)の平等を意味する。この所得は貨幣所得というよりも実質所得(財・サービス)である。

必要原理は2種類に分かれる。本稿ではそれぞれを第1必要原理(直接的必要原理)と第2必要原理(間接的必要原理)と呼ぶ。第1必要原理は、通常、必要原理と呼ばれるものであり、私的慈善、救貧法、民間保険、社会保障、公教育などの公共サービスにおいて、当事者の必要を平等に充足するために、各人の必要を認識してその必要に応じて財やサービスを給付するこ

2) 労働比例賃金を不平等と考えるか平等と考えるかは、観点による。一般に比例的平等において平等と不平等はいわばコインの両面であり、結果に注目すれば不平等に、また比率に注目すれば平等に見える。ヒュームが『研究』で勤労に比例する賃金の不平等を主張するとき、かれは事実上勤労と賃金の比率の平等を主張しているのである。別の例をあげるならば、2人の労働者が同じ時間給で異なる時間の労働を行う場合に、結果として受け取る賃金総額は不平等であり、労働時間と賃金の比率(時間給)は平等である。また、勤勉や技能の個人差を無視するいわゆる賃金の「悪平等」は結果の平等であり、男女の賃金率の平等など「同一労働同一賃金」の原則は比率の平等である。

とである。たとえば介護保険では、要介護度を認定した上でそれに応じて介護サービスが給付される。

第2必要原理は、当事者の必要を直接には考慮せず、他の所得（賃金、利潤、利子、地代等）が分配される結果として（しばしば意図しない結果として）、必要が充足されることである³⁾。本稿で必要原理という場合には、主として第2必要原理をさす。

次に、ルソーの分配的正義論について検討する。ルソーは、『不平等起源論』において、労働と不平等との関係について、ヒュームの見解に似た2段階論を考えているように思われる。ルソーは、社会の初期に勤労や才能に比例する所得の不平等が生ずることを、次のように述べている。

「もしも人間の才能が平等であったならば……物事は平等のままにいたることができたであろう。しかしこの釣り合いは保たれず、たちまち破られてしまった。もっとも強い者はより多くの仕事をし、もっとも器用な者は自分の仕事をより上手に利用し、もっとも工夫に富んだ者は仕事を簡略にする方法を発見したのであった。……そして同じように働きながら、ある者は稼ぎが多く、一方他の者は生活するのがやっとという状態だったのである。このようにして自然的不平等は人々の結合による不平等とともに知らず知らずのうちに発展した。」(Rousseau, 1985, p. 118, 訳162 163頁)

しかし所得が勤労や才能に比例する自然的不平等は社会の初期に限られる。ルソーによれば、社会の発展とともに富を見せびらかしたり他人を支配する欲求が生まれ、土地を持つ強者と持たない弱者との不平等が拡大して所得は勤労や才能に比例しなくなるのである。

以上のように、ヒュームとルソーは、文明社会には勤労や才能に比例しない所得の不平等があることを批判した。かれらの不平等批判に対してスミスがどのように応答したかを次節以下で考察する。要点を述べるならば、前期スミスはヒュームやルソーとは異なる見地から文明社会における勤労に比例しない不平等を容認するのに対して、後期スミスはヒュームやルソーらの批判的見解に近づいて文明社会における不平等に対してより批判的になるのである。

4. 前期スミスの平等論と分配的正義論

(1) 『道徳感情論』の不平等正当化論

前期スミスが不平等を正当化する論理は『道徳感情論』と『法学講義』、『国富論草稿』とで

3) 現代から例をあげるならば、ロールズの格差原理と新自由主義のトリックルダウンは対照的な立場の主張であるが、論理的にはいずれも第2必要原理（間接的必要原理）に基づく。

はかなり異なっている。以下では、まず『道德感情論』の不平等正当化論を考察し、次にそれと『法学講義』、『国富論草稿』の見解とを比較する。

スミスは、『道德感情論』第4編で効用について論じた際に、自然の「欺瞞」と「見えない手」について非常に興味深い見解を述べている。スミスによれば、人間には手段を整えることを目的よりも高く評価する性質があり、そのために富を獲得しようと勤勉に働くようになる。人間が富を獲得するために費やす労苦は富を獲得したときに得られる快よりも小さいので、勤労による富の追求は個人的に見れば快の最大化に反する不合理な行動である。しかしその意図しない結果として人類の利益を実現するのである。スミスはこのメカニズムを自然の「欺瞞」または「見えない手」と呼び、次のように説明している。

「人類の勤労を刺激し、継続的に運動させておくのはこの欺瞞である。……人類のこの労働によって土地は自然の肥沃度を倍化させ、以前より多数の住民を維持するようにしいられた。高慢で鈍感な地主が……生育した全収穫を想像上で自分自身が消費しても無益である。……地主の胃の能力は……もっとも貧しい農民の胃よりも多くを受け入れないだろう。」
(TMS, IV, i, 10, pp. 184-185, 訳下24頁)

地主は、自分が消費できない余剰食料と引き換えに多数の召使いを雇用し、高価な邸宅、家具、装飾品などを購入する。その結果として、多数の召使いや手工業職人は食料を得ることができるのである。スミスはこの自然の構造を「見えない手」とも呼び、次のように述べている。

「土壌の生産物は、あらゆる時代にそれが維持できる住民数をほとんど維持する。富者はただその山の中からもっとも貴重で快適なものを選ぶだけである。富者は貧者とほとんど同じ量を消費し、生まれつきの利己性と貪欲にもかかわらず、自分たちのすべての改良の生産物を貧者と分けるのであり……かれらは見えない手 (an invisible hand) に導かれて、大地がすべての住民の間で平等な部分に分割されていた場合になされたであろうのほぼ同じ生活必需品の分配を行うのである。……神慮が大地を少数の領主に分割したとき、この分配で除外されていたように思われる人々を忘れたのでも見捨てたのでもない。これら最後の人々も大地が生産するすべてに対するかれらの分け前を享受するのである。」
(TMS, IV, i, 10, pp. 184-185, 訳下24頁)

この引用文でスミスは文明社会に存在している不平等な大土地所有を、古代からしばしば理想として語られてきた平等な土地所有と比較して、人々の生活必需品の分配に関する限り両者に大きな違いはないと主張している。

このような自然の欺瞞と見えない手の理論で、スミスは不平等を正当化するために2つの議

論を行っていることに注意すべきである。第1は、土地所有の不平等が社会全体の利益を実現するという功利主義的な不平等正当化論である。自然の欺瞞に関する論述でスミスが強調しているのは、土地所有の不平等が邸宅や装飾品など奢侈品消費の不平等をもたらし、それが富者の生活をうらやむ貧者の勤労を刺激して労働生産力を高め、その結果として生産量が増加して社会全体の利益が実現するということである。ただし労働生産力の上昇は民衆の生活水準を引き上げるわけではなく、社会の利益は生活水準が一定のままに維持される住民数が増加することを意味している。このような社会的利益の認識は『道徳感情論』の特徴であり、『法学講義』や『国富論』とは大きく異なっている。

スミスが提示するもう1つの不平等正当化論は、平等に関する視点の転換によって不平等を正当化する平等主義的な不平等正当化論である。通常、人々が注目する不平等は、土地所有、貨幣所得、奢侈品消費、召使いの雇用などに関するものである。これらの不平等の中でもっとも重要なものは、そこから他のさまざまな不平等が生ずる起点となる土地所有の不平等である。それゆえ古代以来多くの思想家が土地所有の不平等を批判し、平等化を提案してきた。しかしスミスは、土地所有の不平等とそれに由来するさまざまな不平等から、人々が消費する生活必需品の量の平等へと視点を転換し、それに基づいて土地所有の不平等を正当化する。スミスは、平等が望ましいという基本的立場を維持しつつ、土地所有の不平等から生活必需品の消費量の平等へと視点を転換し、いわば結果の平等を理由として原因の不平等を正当化するのである。

スミスの不平等正当化論は、分配的正義に即して言えば、必要原理を労働原理よりも重視する立場である。かれは、『道徳感情論』では、生活必需品の消費だけで基本的必要を十分に充足できると考えており、それゆえ生活必需品の消費の平等は必要原理つまり必要充足の平等を意味するのである。

もっともスミスは『道徳感情論』でも労働原理をある程度考慮している。そのことは、スミスが「地主が使用する数千人のすべての労働」(TMS, IV, i, 10, p.185, 訳下24頁)に言及していることからもうかがわれる。大地主は自分自身はほとんど労働せずに、数千人の人々の労働の成果を所有し消費するのであり、スミスは文明社会に土地所有の不平等だけでなく労働の不平等や所得と労働の比率の不平等があることを認識していた。

ただしスミスは、上に述べたように、所得と労働の比率の不平等よりも、生活必需品の消費の平等つまり所得と必要の比率の平等をいっそう重視している。『道徳感情論』のスミスは、労働原理の不平等よりも必要原理の平等をより重視しているとも言える。この立場は『法学講義』にも継承される。

スミスの自然の欺瞞理論で注目すべき点がもう1つある。消費財を生活必需品と奢侈品へ二分する見解と、それと結びついた幸福論である。スミスによれば、富者だけが消費する奢侈品は富者の虚栄心を満足させ貧者に幻想的幸福を想像させるとはいえ、真の幸福には役立たず、貧者でも消費できる生活必需品だけで真の幸福には十分なのである。スミスはこの幸福論から、

奢侈品消費の不平等よりも生活必需品消費の平等を重視する上述の見解を引き出している。

以下で考察する『法学講義』では、消費財が生活必需品、便益品、奢侈品に三分されて、民衆の便益品消費の増加が幸福の増加とみなされるようになる。その結果、文明社会の不平等が実現する社会の利益には、人口増加だけでなく各人の消費水準の上昇つまり便益品消費の増加が含まれるようになるのである。

(2) 『法学講義』と『国富論草稿』の不平等正当化論

スミスは『国富論草稿』で文明社会の不平等について次のように述べている。

「巨大な社会の労働の生産物には、公正 (fair) かつ平等 (equal) な分配のようなものはまったく存在していない。10万家族の社会には、まったく労働しない100家族がおそらく存在しており、かれらは暴力により、あるいはそれよりも秩序ある法の抑圧により、その社会にいる他のどんな1万家族が使用するよりも多くの部分の社会の労働を使用する。……この莫大な使い込みのあとに残されたものの分配も、決して各個人の労働に比例しない。反対に、もっとも多く労働するものがもっとも少なく得る。」(ED, pp. 563-564, 訳446-447頁)

この引用文は、スミスにおける文明社会の不平等認識を示すものとしてよく知られている。しかし文明社会の不平等が「何の不平等か」という点は十分に検討されてこなかったように思われる。注目すべき点は、スミスが重視する不平等とは、たんに所得の不平等だけでなく労働の不平等であり、さらに所得と労働の比率の不平等だという点である。スミスによれば、富裕な大地主や大商人はほとんど労働せず多くの所得を得る一方で、労働者は長時間労働するにもかかわらずわずかの所得しか得られない。文明社会において、所得は労働に比例せずむしろ反比例するのであり、「もっとも多く労働するものがもっとも少なく得る」のである。スミスがこのような所得と労働の比率の不平等を望ましいと考えていないことは、かれの論調から容易に読み取ることができる。しかしそれにもかかわらず、スミスは労働に比例しない所得の不平等の是正を求めることはなかった。スミスは文明社会の所得労働比率の不平等に厳しい態度を示しながらも、平等で貧困な未開社会と比較することによって、不平等で富裕な文明社会を正当化するのである。

スミスは、上述の引用文に続けて、未開社会と文明社会を比較しながら、次のように問題を提起する。「これほど圧倒的な不平等 (inequality) の中で、文明社会の最下層でもっとも軽蔑されている成員たちでさえ、もっとも尊敬されもっとも活動的な未開人が到達しうるものと比べてすぐれた豊かさや潤沢さを普通に享受している事実をどのように説明したらよいだろうか」(ED, p. 564, 訳447頁)。すなわち、文明社会では分配の極端な不平等にもかかわらず社

会の最下層にまで富裕が拡大し、未開社会の最上層の人々よりも文明社会の最下層の人々のほうが豊かなのはなぜか、という問題である。

スミスの回答は、文明社会の富裕の原因は分業がもたらす労働生産力の発展にあり、その分業の発展を可能にするのは土地の所有と資本の蓄積である、というものであった。つまり文明社会は、富の不平等な分配にもかかわらず、というよりも富の不平等な分配があるからこそ、分業と労働生産力が発展して社会の最下層にもおよぶ全般的富裕が実現するのである。

スミスは、『国富論草稿』と同様の見解を『法学講義』でも述べている。先に見た『道德感情論』と『法学講義』および『国富論草稿』を比べると、文明社会の不平等を容認する基本的立場は一貫しているものの、理論的には次の3点で大きな変化が見られる。

第1に、比較の対象が異なる。『道德感情論』では、理念としての平等な小土地所有と現実の文明社会の不平等な大土地所有とが比較されている。他方、『法学講義』では、平等な未開社会と不平等な文明社会とが比較され、土地所有に関しては、未開社会の土地共有と文明社会の私有（大土地所有と小土地所有を含む）が比較されている⁴⁾。

第2に、文明社会の高い労働生産力の原因は、『道德感情論』では勤労であり、『法学講義』と『国富論草稿』では分業である。スミスは、この分業認識によって、文明社会における労働生産力の飛躍的な発展を理論的に説明できるようになったのである。

第3に、文明社会で実現する社会的利益の内容が変化している。『道德感情論』では消費財が生活必需品と奢侈品とに二分され、労働生産力上昇によって生活必需品が増加して人口数が増加すると述べられていた。他方『法学講義』では、消費財が生活必需品、便益品、奢侈品に三分され、労働生産力の上昇によって労働者各人が消費する生活必需品と便益品が増加すると説明されている。便益品への注目が『法学講義』段階の大きな特徴である。

以上を分配的正義に即して言えば、『法学講義』におけるスミスの見解の基礎にあるのは、分配的正義における労働原理と必要原理を分離して、前者よりも後者を重視する観点である。上述のように、『論集』のヒュームは、労働者が自己の労働生産物のより多くの割合を受け取るならば、結果として生活必需品と便益品を潤沢に消費できる（つまり必要を十分に充足できる）と主張し、労働原理と必要原理を結びつけた。他方スミスは、所得と労働が反比例し、労働原理が妥当しない文明社会においても、最下層の労働者を含むすべての人々が生活必需品と便益品を十分に消費して必要を充足できると主張する。このようなスミスの見解は、労働原理と必要原理を分離して、前者が実現しなくても後者が実現すると主張するものであった。

ヒュームとスミスは、いずれも実質賃金が増えればより多くの消費財を消費できるという認識を共有している。しかし2人の見解は次の点で異なっている。ヒュームは、労働者が自己

4) ロックは『市民的統治論』でアメリカインディアンの国王とイングランドの日雇い労働者の生活を比較して、土地共有よりも私有を支持する見解を述べている。スミスはおそらくロックの見解の影響を受けていると思われる (cf. Locke, 1988, p.296, 訳341-342頁)。

の労働生産物のより多くの割合を受け取ることによって、つまり労働分配率が上昇することによって実質賃金が上昇すると考える。これに対してスミスは、たとえ労働分配率が下がっても、労働生産力が上昇すれば実質賃金が上昇すると考えるのである。

5. 後期スミスの平等論と分配的正義論 『国富論』を中心にして

スミスは、『国富論』で資本蓄積論を確立したことによって、資本蓄積がもたらす社会の変化を理論的に予測し、現存する文明社会とは異なる将来の文明社会について考察できるようになった。その結果スミスの歴史認識は大きく転換し、未開社会から文明社会へという2段階論から、未開社会・初期文明社会・発展的文明社会を区別する3段階論を形成するにいたるのである。

スミスは、未開社会から文明社会への発展では、賃金と利潤・地代との不平等が拡大するのに対して、文明社会のさらなる発展にともなって平等化が進み、また労働者・資本家・地主の3階級の内的構成と平均的な階級的性格がしだいに変化すると考えるようになる。それぞれについて以下で考察する。

第1は労働者階級の変化である。スミスによれば、資本蓄積によって資本量と労働需要が増加し、労働者の賃金が上昇する。同時に資本に雇用される勤勉な生産的労働者の比率が上昇し、地代などの収入に雇用される召使いなどの怠惰な生産的労働者の比率が低下していく。その結果、労働者階級全体を平均すると、より勤勉になっていくのである。

第2に、資本家階級も大きく変化する。スミスは、資本蓄積にともなう競争の増大と賃金率の上昇によって利潤率が低下し、利子率はいっそう急速に低下すると予想した。その帰結を、スミスはオランダを例として次のように述べている。

「富の全量を獲得してしまい、事業のあらゆる個々の部門にそこに投下しうる最大量の資財がある国では、通常純利潤率は非常に低いであろうし、そこから支払われうる普通の市場利子率も非常に低くて、まさにもっとも富裕な人々以外のだれにとっても、貨幣の利子で暮らしを立てることは不可能となるであろう。小財産や中財産を持つすべての人々は、自分の資財の使用を自分自身で管理せざるをえなくなるであろう。ほとんどすべての人が事業家 (a man of business) になるかまたはある種の事業に従事することが必要になるであろう。ホラント州はこの状態に近づきつつあるように思われる。」(WN, , p.113, 訳, , 161 162頁)

この引用文は、スミスがオランダ型定常状態とも呼ぶべき将来社会について述べたものとして非常に興味深い⁵⁾。スミスは、資本蓄積とともに各人が所有する資本は大きくなる一方で利

子率はそれ以上の割合で低下し、両者の積で決まる利子額も減少すると考えているように思われる。その結果、労働者と資本家の所得の不平等が減少して平等化が進むことになる。

また、資本家階級が全体としてより勤勉になるという認識も重要である。スミスは資本家階級を、「貨幣の利子で暮らしをたてる」利子生活者と、「自分の資財の使用を自分自身で管理」する事業家とに分け、利子率の低下とともに、ほとんど労働しない怠惰な利子生活者が減少し、勤勉に労働する事業家が増加すると予想している。その結果、資本家階級全体を平均するとより勤勉になり、利潤率と利子率の低下とも相まって、労働者と資本家の所得労働比率は平等化していくことになるのである。

第3に、地主階級も大きく変化することが予想される。スミスは、地代率がしだいに上昇する傾向があると考えていた (WN, , p.264, 訳, , 400-401頁)。したがって各地主の所有地の大きさが一定ならば、地主が受け取る地代額は地代率と比例して上昇するであろう。しかしスミスは、長子相続法と限嗣相続法が廃止されて均分相続が実現すれば、相続とともに地主1人あたりの所有地が大幅に減少すると予想していた。もしそうなれば、地代率が上昇しても地主各人が受け取る地代額は減少することになり、長期的には、大地主が減って小地主が増え、地主階級内の平等化が進むとともに、地主と非土地所有者の不平等も縮小していくであろう。

さらにいっそう重要なことは、地主階級が平均してより勤勉になると予想されることである。スミスは、一般に大地主は怠惰であり、小地主は勤勉であるという。もし土地相続法の改革によって均分相続が行われて所有地の細分化が進めば、しだいに怠惰な大地主が減って勤勉な小地主が増え、地主階級は平均してより勤勉になると予想される。そして地主各人の地代所得が減少して労働が増加するのであるから、地主階級を平均した所得労働比率も低下するであろう。その結果、地主階級と労働者階級の所得労働比率は平等化していくことになる。

資本蓄積が進み、さらに土地相続法が改革された将来社会はどのようなであろうか。所得では、賃金が上昇し、利潤・利子が低下し、地主各人が受け取る地代も減少して、所得の平等化が進行する。また、怠惰な生産的労働者・利子生活者・大地主が減少し、勤勉な生産的労働者・事業家・小地主が増加していくので、3階級のすべてにおいて怠惰な人々が減少して勤勉な人々が増加していくことになる。その結果しだいに実現していく将来社会は、労働者・資本家・地主の3階級の人々がすべて勤勉に労働し、その勤労に比例する所得を得るような平等社会である。これは、分配的正義の原理に即して言えば、所得の平等化、勤労の平等化、所得労働比率の平等化がしだいに実現していく社会であり、分配的正義の労働原理が新しい形で高次の再生を果たすことであった。そしてまた、将来社会は労働生産力が高度に発展してすべての人が必要を十分に充足できるようになるので、必要原理も十全に実現する社会なのである。

5) スミスは、『国富論』第1編第9章で、3つの定常状態について述べている。第1はどこにも実現していない理論的定常状態 (低賃金率, 低利潤率, 低利子率), 第2は中国型定常状態 (低賃金率, 高利潤率, 高利子率), 第3はオランダ型定常状態 (高賃金率, 低利潤率, 低利子率) である。

6. むすび

以上、スミスの平等論と分配的正義論について、労働原理と必要原理を中心に考察してきた。本稿は労働原理と必要原理を通常の用法よりも広い意味で使用しているため、その点を再確認しつつ、以上の考察を総括する。

労働原理は、一般的には所得が労働に比例すること、つまり所得労働比率の平等を意味する。この労働原理は、誰と誰の平等かという点で大きく2種類に分かれ、本稿はそれぞれを第1、第2労働原理と呼んでいる。第1労働原理は、通常、労働原理と呼ばれるものであり、労働者階級内の所得労働比率の平等を意味する。これはさらに2つに分かれる。1つは独立生産者同士の平等であって、独立生産者が各人の労働に比例して労働の全生産物を労働所得として受け取る場合である。ロックが労働所有論に基づいて所得の不平等を正当化する議論や、それを継承したヒューム『研究』やルソーにおける労働比例所得はこれに相当する。もう1つは賃労働者同士の平等であって、賃労働者が各人の労働に比例して労働生産物の一部を賃金として受け取る場合である。時間給や出来高給などがこれに相当する。スミスは『国富論』で出来高給を明確に支持している。

第2労働原理は、労働者と地主・資本家との所得労働比率の平等である。第1原理が同じ労働者階級内の平等であるのに対して、第2原理は異なる階級間の平等である。では、第2労働原理すなわち賃労働者と資本家・地主との所得労働比率の平等化はどのようにして達成されるのであろうか。所得労働比率を比較すると、労働者は長時間労働して所得が少ないので比率は小さく、資本家や地主はまったくまたはごくわずしか労働せずに高所得を得るので比率は大きい。したがって両者の平等化（格差縮小）のために必要なことは、論理的には単純であって、労働者の労働時間短縮と賃金増加および地主・資本家の労働時間増加と利潤・利子・地代所得の減少である。総生産物の分配率では、労働分配率の上昇と資本分配率および土地分配率の低下である。ヒュームが『論集』で主張した高賃金による平等化や、スミスの『国富論』におけるオランダ型定常状態はこれにほぼ相当する。

なお、第1労働原理の平等は実際に実現することがしばしばありうるのに対して、第2労働原理はあくまでも平等化の理念であって完全な平等が実現することはありえない。というのは、もし第2労働原理の平等が完全に実現すると、賃労働者は全生産物を受け取る独立生産者になり、他方で純粋な不労所得としての地代や利子は消滅して地主と資本家は存続できなくなるからである。この第2労働原理のもっとも徹底した主張は、歴史的にはリカード派やラッサール派社会主義者が主張した労働全収権論に見ることができる。ヒューム『論集』やスミス『国富論』の主張は、異なる階級間の分配の完全な平等を要求するものではないが、平等化の方向は明確である。スミスは、独立職人の賃労働者に対する優位性について、「貧しい独立職人は、

出来高払いで働いている職人と比べて、概して一層勤勉であろう。前者は自分自身の勤労の全生産物を享受するが、後者はそれを親方と分け合う」(WN, I, xiii, 48, p.101, 訳 I, 142頁)と述べている。

次に、必要原理について、直接と間接の区別を再確認しておく。第1必要原理(直接的必要原理)は、私的慈善や救貧法や社会保障において、各人の必要を認識してそれに応じて財やサービスを給付することであり、第2必要原理(間接的必要原理)は、当事者の必要を直接には考慮せず、賃金や利潤などの所得が分配される結果として(しばしば意図しない結果として)必要が充足されることである。本稿で考察するのは、ほとんどすべて第2必要原理である。

最後に、労働原理と必要原理の関係についてまとめておこう(以下すべて第2労働原理と第2必要原理)。ヒュームは『論集』で、労働者の高賃金を実現すれば生活必需品と便益品を十分に消費できると述べている。この見解は、労働原理(高賃金による高労働分配率)と必要原理(結果的な必要充足)とを結びつけたものである。一般に、賃金率が一定水準以上でかつ雇用機会があれば、労働能力を持つ人は必要を十分に充足できる賃金を得ることができる。

一方、スミスの見解では、労働原理と必要原理の関係は、社会の発展段階によって異なる。未開社会は、労働できるすべての人々が働いて自己労働の成果をすべて受け取るという点で労働原理が完全に実現する一方で、最低限の必要を充足できないという点で必要原理は十分に実現しない社会である。次の初期文明社会は、全般的富裕が実現して最下層の労働者を含むすべての人々が最低限の必要を充足できるという点で必要原理が実現する一方で、労働と所得が反比例する点では労働原理に反する社会である。つまり未開社会と初期文明社会において、労働原理と必要原理はトレード・オフの関係にある。しかしスミスの見解によれば、いま実現しつつある発展的文明社会は、労働能力のあるほとんどすべての人々が勤勉に働いて労働に比例する所得を得ると同時に、すべての人々が必要を充足できる社会であり、その意味で労働原理と必要原理がともに実現する社会なのである。

参考文献

- Aristotle (1980), *The Nicomachean Ethics*, (Ross, D., Trans.), Oxford University Press, Oxford. (高田三郎訳『ニコマコス倫理学』上下, 岩波文庫, 1971年)
- Aristotle (1995), *Politics*, (Barker, E., Trans.), Oxford University Press, Oxford. (山本光雄訳『政治学』岩波文庫, 1961年)
- Boucoyannis, D. (2013), "The equalizing hand: Why Adam Smith thought the market should produce wealth without steep inequality", *Perspectives on Politics*, Vol. 11, pp. 1051-70.
- Fleischacker, S. (2004a), *On Adam Smith's Wealth of Nations*, Princeton University Press, Princeton.
- Fleischacker, S. (2004b), *A Short History of Distributive Justice*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts.

- Fleischacker, S. (2013), "Adam Smith on equality", in Berry, C.J., Paganelli, M.P. and Smith, C. (Eds.), *The Oxford Handbook of Adam Smith*, Oxford University Press, Oxford, pp. 485-500.
- Himmelfarb, G. (1984), *The Idea of Poverty*, Faber & Faber, London.
- Hont, I. and Ignatieff, M. (1983), "Needs and justice in *Wealth of Nations*: An introductory essay", in Hont, I. and Ignatieff, M. (Eds.), *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, Cambridge University Press, Cambridge, pp. 1-44; contained in Hont (2005). (水田洋, 杉山忠平監訳 『富と徳』 未来社, 1990年)
- Hont, I. (2005), *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts. (田中秀夫他訳 『貿易の嫉妬 国際競争と国民国家の歴史の展望』 昭和堂, 2009年)
- Hume, D. (1985a, orig. pub. 1751), *An Enquiry concerning the Principles of Morals*, in Selby-Bigge, L. A. and Nidditch, P. H. (Eds.), *Enquiries concerning Human Understanding and concerning the Principles of Morals*, 3rd ed., Clarendon Press, Oxford. (渡部峻明訳 『道德原理の研究』 哲書房, 1993年)
- Hume, D. (1985b, orig. pub. 1752), *Essays on Political Discourses*, in Miller, E. F. (Ed.), *Essays, Moral, Political and Literary, Part 2*, Liberty Classics, Indianapolis. (田中敏弘訳 『ヒューム道德・政治・文学論集』 名古屋大学出版会, 2011年)
- Locke, J. (1988, orig. pub. 1790), *Two Treatises of Government*, Laslett, P. (Ed.), Cambridge U.P., Cambridge, UK. (加藤節訳 『統治二論』 岩波文庫, 2010年)
- McLean, I. (2006), *Adam Smith, Radical and Egalitarian: An Interpretation for the 21st Century*, Edinburgh University Press, Edinburgh.
- Niimura, S. (2016), "Adam Smith: Egalitarian or Anti-egalitarian?", *International Journal of Social Economics*. (forthcoming)
- Plato (1970), *The Laws*, Saunders, T. J. (Ed.), Penguin Classics, London. (森進一・池田美恵・加藤彰俊訳 『法律』 上下, 岩波文庫, 1993年)
- Rothschild, E. (2001), *Economic Sentiments: Adam Smith, Condorcet, and the Enlightenment*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts.
- Rousseau, J.-J. (1985, orig. pub. 1755), *A Discourse upon the Origin and the Foundation of the Inequality among Mankind*, Cranston, M. (Ed.), Penguin Classics, Harmondsworth, England. (小林善彦訳 『人間不平等起原論』 『世界の名著 ルソー』 中央公論社, 1975年)
- Smith, A. (1976a, orig. pub. 1759), *The Theory of Moral Sentiments* (abbreviated as TMS), Clarendon Press, Oxford. (水田洋訳 『道德感情論』 上下, 岩波文庫, 2003年)
- Smith, A. (1976b, orig. pub. 1776), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* (abbreviated as WN), Clarendon Press, Oxford. (大河内一男監訳 『国富論』 ~ , 中央公論社, 1976年)
- Smith, A. (1978), *Lectures on Jurisprudence*, Meek R. L., Raphael, D. D., and Stein, L. G. (Eds.), Clarendon Press, Oxford, containing Report of 1762-63 (abbreviated as LJA), Report dated 1766 (abbreviated as LJB), and 'Early Draft' of Part of *The Wealth of Nations* (abbreviated as ED). (水田洋他訳 『アダム・スミス法学講義 1762~1763』 名古屋大学出版会, 2012年, 水田洋訳 『法学講義』 岩波文庫, 2005年, 前者がAノート, 後者がBノートと 『国富論草稿』 の訳)
- Sen, A. (2010), *The Idea of Justice*, Penguin Books, London. (池本幸生訳, 明石書店, 2011年)。

- 内田義彦 (1962), 『増補 経済学の生誕』 未来社。
- 新村聡 (2006), 「平等と不平等の経済学 新自由主義的『平等』と福祉国家的『平等』の対立」
『季刊 経済理論』 第43巻第1号, pp.26-35。
- 新村聡 (2007), 「経済発展と不平等 ヒュームとスミス」, 平井俊顕編著 『市場社会とは何か』 第2章, 上智大学出版, pp.25-44。
- 新村聡 (2011), 「アダム・スミスにおける貧困と福祉の思想」小峯敦編著 『経済思想のなかの貧困・福祉』 第1章, ミネルヴァ書房, pp.34-63。
- 新村聡 (2012), 「アダム・スミスの社会的自由主義 金融規制政策と所得再分配政策を中心に」
『経済科学通信』 129号, pp.62-67。